

電波監視作業班(第6回)

資料6

無線設備の認証の在り方検討作業班(第4回)

技術基準不適合設備の流通段階の規制における 技適マークの表示の在り方 (案)

令和7年11月25日
事務局

技適マークの表示方法の在り方（案）

【状況の変化と課題】

1 無線設備の小型化・IoT化

- 製品に適合表示無線設備が組み込まれると技適マークの表示を外から確認できず、同一の表示が製品に付されない場合は、表示を確認できないケースが発生。技術基準適合証明制度の運用に支障をきたしている。
- 無線設備の小型化が進む中、無線設備に表示を付することが困難又は不合理な場合、現行制度では、取扱説明書等による表示が認められているものの、流通や利用の過程で、取扱説明書等が引き継がれず、表示が確認できなくなるケースが存在する。
- IoTの進展により無線設備を組み込む製品が多様化し、適合表示無線設備を組み込む製品に表示を付す方法において、現行の方法では適切に対応できないケースが発生しつつある。例えば、クルマは多様な構成部品からなるため、製造工程やメンテナンスを勘案すると、クルマ自体に物理的に表示を付すことが必ずしも適切ではない場合がある、また、クルマ自体ではなく取扱説明書等による表示をすることした場合においては、包装又は容器が存在しないため現行の制度では対応できないケースが存在する。

2 流通経路における電子商取引（EC）販売の増加

- 技適マークの表示の方法は、基本的に無線設備の目視によって確認できるよう制度設計されているが、店頭販売とは違い、EC販売においては購入者は無線設備の現物を目視によって確認することができない。そのため、無線設備のEC販売の増加に伴って、消費者が技術基準適合性を確認できないまま購入の判断をしなければならないケースが増加している。
- 特に、EC販売では、海外業者や個人事業主等を通じて、外国製品と消費者の接点が拡大している。海外の製造業者が必ずしも日本国内での販売を想定していない製品が流通し、加えて、消費者は製品が無線設備に該当することを意識せずに購入している場合も少なくない。消費者の視点では、販売時の技術基準への適合性の提示、適合性が確認できない場合の消費者への確実な情報提供等について、重要性が増している。



【対応の方向性（案）】

無線設備の小型化・IoT化や、EC販売の増加に伴って、無線設備の目視によって技適マークの表示を確認することが困難なケースが増えてきている現状において、消費者を含めた技術基準適合証明制度関係者が、無線設備の技術適合性を確認するための環境整備が必要となっている。

以下の方策により、無線設備の技術基準適合性を確認するための環境整備を行うこととしてはどうか。

（1）技適マークの表示の方法の改善

- ① 適合表示無線設備を組み込んだ製品への技適マークの表示の推進
（例えば、現行「取扱説明書及び包装又は容器」としている表示方法の現状に則した見直し など）
- ② 無線設備本体へ技適マークを表示しない場合の技適マークの表示のしやすさに向けた改善
（例えば、 無線設備以外の画面における、無線設備の管理画面での表示の方法の追加
 認証取扱業者に対して、技適マーク以外の方法で技術基準適合性に関する情報を提供することを要件化した上で無線設備本体へ技適マークを表示しなくても良い要件の緩和
 一般消費者が技適マークを確認することのない、BtoB製品の表示の簡易化 など）

（2）技適マークの表示を補完する技術基準適合性に関する情報の充実

- ① ホームページ上の商品説明サイトや販売サイトにおける無線設備の技術適合性に関する情報（認証番号）の提示の推進
- ② 適合性が確認できない製品を販売する場合、電波法上の消費者のリスクや注意事項などについて消費者への確実な情報伝達の推進